

不正取引等に関与した事業者の処分方針

[2021(令和 3)年10月 1日 学長決定]

（目的）

この方針は、西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）における公的研究費の適正な取扱いに係る運営・管理及び監査に関して、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)に基づき、不正取引等に関与した事業者の処分方針を定めることを目的とする。

（定義）

本処分方針の適用対象は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 公的研究費の適正な取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」が対象とする公的研究費に係る取引すべての取引事業者とする。

（処分方針）

不正取引等に関与した事業者の処分方針は、以下のとおりとする。

- （1） 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- （2） 処分の対象となる行為は、以下のとおりとする。
 - イ 入札又は見積りに際し、不正の行為があった場合。
 - ロ 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があった場合。
 - ハ その他、本学に不利益をおよぼす行為があった場合。
- （3） 取引停止の期間については、不正への関与の程度、額等に応じその都度、規程に定める最高管理責任者が決定する。
- （4） 最高管理責任者は、取引停止期間中の事業者であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
 - イ 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止の期間中の事業者以外には取引の相手方がいない場合。
 - ロ 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の事業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合。
 - ハ その他、当該事業者以外の事業者と取引することが著しく不利と認められる場合。